

日向市内の中小企業者・小規模企業者を応援します

日向市特別融資制度のご案内

保証料
全額
補助

制度概要

- 市と市内金融機関が連携し、宮崎県信用保証協会の保証付きで安心
- 保証料は市が全額補助（※一部除外あり）
- 融資限度額 最高1,000万円
- 融資期間 120か月以内（据置期間3か月以内）

中小企業 特別融資制度

小規模企業 特別融資制度

	中小企業者	小規模企業者
対象	※中小企業信用保険法第2条の規定による	※中小企業信用保険法第2条の規定による
	【個人事業主の場合】日向市民であること 【法人の場合】 本社もしくは支社・支店が日向市内にあること	
	市税を完納していること	
資金使途	事業の運転資金 または 設備資金	
融資限度額	1,000万円以内	1,000万円以内 ※宮崎県信用保証協会の保証付き貸付残高との合計が2,000万円以内
融資期間	120か月以内（3か月据置期間あり）	
融資利率	年2.10% ※条件により、年1.90%	年1.80%
保証料	市が全額補助 ※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による上乗せ部分は対象外	

※その他、条件等があります。詳細は日向市ホームページをご確認ください。

※金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

お問い合わせ先

市内取扱金融機関の窓口 : 宮崎銀行 ・ 宮崎太陽銀行 ・ 高鍋信用金庫 ・ 鹿児島銀行
日向市役所商工港湾課 : ☎ 0982-66-1025